

令和7年第10回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年8月28日(木) 午前10時00分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和7年第3回白井市議会定例会について  
・提案予定の議案等について  
・会期日程及び議事日程について  
(2) その他
4. 出席委員 石井恵子委員長・長谷川則夫副委員長  
広沢修司委員・田中和八委員  
小田川敦子委員・徳本光香委員  
平田新子委員  
伊藤仁議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
市長 笠井喜久雄  
総務部長 永井康弘  
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純  
係 長 會 卓也  
主 事 金子直史

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井委員長 皆さん、おはようございます。今日は第3回市議会定例会についての議会運営委員会です。今議会となりますので、会議日程も長くなりますが、どうぞ皆さんよろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、令和7年第3回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

第3回市議会定例会は9月の4日木曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、継続費精算報告書について1件、令和6年度白井市健全化判断比率および白井市資金不足比率について、各1件の合わせて3件になります。

議案につきましては、教育委員会教育長の任命についてなど、人事案件が2件、白井市税10条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が3件契約の締結について意見契約の変更について1件、令和7年度一般会計他5会計の補正予算について7件、令和6年度の決算認定が3件の合わせて18議案になります。詳細につきましては、この後総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松岡事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

○石井委員長 ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1令和7年第3回白井市議会定例会についてのうち、提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

総務課長

○齊藤総務課長 改めまして皆さんおはようございます。

令和7年第3回市議会定例会に提案いたします議案について資料に沿って説明をさせていただきます。先ほど市長からありましたとおり今回は報告案件が3件、議案が18件でございます。

まず、報告第1号継続費精算報告書について所管課は財政課でございます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、一般会計の継続事業のうち、令和6年度に終了いたしました子供子育て支援事業計画策定事業につきまして精算の報告をするものです。

続きまして、報告第2号令和6年度白井市健全化判断比率の報告について所管課は財政課です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和6年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものです。

健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに該当はございません。実質公債費比率は4.9%将来負担比率は41.6%でございます。

続きまして報告第3号令和6年度白井市資金不足比率の報告について、所管課は上下水道課です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき令和6年度の白井市水道事業会計および下水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告をするものです。資金不足比率の状況ですが水道事業会計、下水道事業会計ともに該当はございませんでした。

続きまして議案第1号教育委員会教育長の任命について、所管課は教育総務課総務課でございます。

教育委員会教育長であります井上功氏の任期が令和7年9月30日で満了となるため、井上紗央氏を再任したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。住所は印旛郡栄町、生年月日は昭和32年7月24日でございます。

議案第2号教育委員会委員の任命について所管課は教育総務課総務課でございます。

教育委員会委員である松田加奈子氏の任期が令和7年9月30日で満了となるため松田奏人氏を再任したいので地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。

住所は白井市富士生年月日は昭和54年7月19日です。

なお、議案第1号第2号に関しましては、人事案件ということで、慣例により初日採決をお願いしたいと考えております。

続きまして議案第3号白井市税条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は課税課でございます。

地方税法等の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。主な内容ですが、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正をするもの特定親族特別控除額が新たに創設されたことに伴い、個人住民税に係る規定等を整備するもの法人番号の定義について追加するもの加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に係る規定を新設するものです。施行期日は、公布の日ほかとなります。

続きまして議案第4号、白井市議会議員および白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について所管課は選挙管理委員会です。

こちらは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが白井市議会議員および城井市長の選挙における選挙運動用ビラの作成および選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を変更するものです。施行期日は公布の日でございます。

議案第5号企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について所管課は上下水道課です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ条例の一部を改正するものです。主な内容ですが、給与の減額の条項中の部分休業について地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき制度が拡充されることを踏まえ、一部を全部または一部に改正するとともに所要の改正を行うものです。施行期日は令和7年10月1日ほかでございます。

議案第6号契約の締結について、所管課は道路課です。継続費、道路改良工事、R7の1の契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。内容ですが、工業団地アクセス道路の起点側に位置する国道16号交差点を含む市道00-136号線他において道路改良工事を実施するものです。

工事場所は白井市富塚地先、市道00-136号線他工事期間は本契約議案の可決を得た日の翌日から令和9年3月19日まで主な工事内容ですが、路床盛土工の置き換え、排水構造物工、舗装工、防護柵地盤改良工でございます。契約方法は一般競争入札、契約金額は4億4165万円です。

契約の相手方は柏市篠籠田1458番地の12、日進建設株式会社、代表取締役小宮山俊雄でございます。

続きまして議案第7号契約の締結について、所管課は道路課です。

継続費、道路改良工事、R7の2の契約を締結したいので議会の議決を求めるものです。

内容ですが、国道16号と白い工業団地を結ぶ市道00-136号線のうち工業団地側の交差点において、道路改良工事を実施するものです。工事場所は白井市富塚地先市道00-136号線他です。

工事期間は、本契約議案の可決を得た日の翌日から令和8年12月28日までです。

主な工事内容ですが、ある路床盛土工置き換え、排水溝部構造物工、舗装工、防護柵地

盤改良工契約方法については一般競争入札契約金額は2億6180万円契約の相手方は柏市高柳1449番地11、株式会社コスモ工業、代表取締役松村健司でございます。

続きまして議案第8号契約の変更について所管課は教育総務課です。

継続費桜台小学校校舎改修工事および桜台中学校校舎一部改修工事に係る契約に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

変更の理由ですが、公共工事設計労務単価の改定に伴いまして、国が定めた特例措置に基づき、契約金額を変更するものです。

変更の内容ですが、契約金額が当初の金額で12億1000万円、変更系契約金額が12億5236万8700円契約変更による増額が4236万8700円でございます。

議案第9号令和7年度白井市一般会計補正予算第4号について所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5330万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億3587万6000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、調整給付の不足額給付金給付事業におきまして、確定申告等の結果、対象人数および1人当たりの平均給付額が見込みを上回ったため、不足額を計上するものでございます。

なお、こちらの議案第9号につきましてはこの不足額給付金を速やかに給付しなければならないため初日採決でお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第10号令和7年度白井市一般会計補正予算第5号について、所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2905万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億6492万7000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして人事異動に伴い、職員人件費を原因減給に調整するもの千葉県最低賃金引き上げの改定予定を踏まえシルバー人材センターへの業務委託料の見直しを見込み、不足額を計上するもの米の価格高騰に伴い学校給食に係る賄い材料費に不足が見込まれるため不足額を計上するもので。★ございます。

続きまして議案第11号令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号について、所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7102万2000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8598万4000円とするものです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして人事異動に伴う職員人件費を減員減給に調整するもの、令和7年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い、所要額を補正するもの令和6年度の国民健康保険特別会計事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため、所要額を計上するもの令和6年度の特定健康診査等負担金および災害臨時特例補助金の精算に伴いまして、返還金が生じることになったため、所要額を増額するもの子供子育て支援費に係るシステム改修費等費用などに対する補助金へ

の財源振り替えを行うもの。

続きまして議案第12号令和7年度白井市介護保険特別会計保健事業勘定補正予算第1号について所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9644万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4347万8000円とするものです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、第1号被保険者の過年度分保険料還付金の不足が見込まれるため所要額を補正するもの、令和6年度の介護保険特別会計保健事業勘定の事業費確定に伴い国庫負担金、県負担金等の一部を返還するため、所要額を補正するもの同じく令和6年度の介護保険特別会計保険事業勘定の事業費確定に伴い一般会計からの繰入金の一部を返還するため、所要額を補正するものです。

続きまして議案第13号令和7年度白井市光希高齢者医療特別会計補正予算第1号について所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万7000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9013万円とするものです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして人事異動に伴い、職員人件費を現員現給に調整するもの子供子育て支援費に係るシステムを改修するため、所要額を補正するものです。

議案第14号令和7年度白井市水道事業会計補正予算第1号について、所管課は上下水道課です。

収益的収入および支出を補正するもので収益的収入および支出の予定額をそれぞれ739万2000円減額し6億1886万6000円とするもの。また、資本的収入および支出を補正するもので資本的収入および支出の予定額をそれぞれ3万1000円減額し資本的収入の予定額を1億2266万2000円資本的支出の予定額を1億8755万8000円とするものです。

主な補正内容ですが収益的収入および支出、また資本的収入および支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を減員研究に調整をするものです。

続きまして、議案第15号令和7年度白井市下水道事業会計補正予算第2号について所管課は上下水道課です。

収益的収入および支出を補正するもので収益的収入および支出の予定額をそれぞれ191万3000円増額し15億1982万3000円とするものまた資本的収入および支出を補正するもので、資本的収入および支出の予定額をそれぞれ45万7000円増額し資本的収入の予定額を4億3885万2000円、資本的支出の予定額を5億4196万8000円とするものです。

主な補正内容ですが収益的収入および支出、また資本的収入および支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を減員減給に調整するものです。

議案第16号から議案第18号までは、令和6年度白井市歳入歳出決算白井市水道事業会計

決算および白井市下水道事業会計決算について監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものです。

最後になりますが、令和2年11月に市内事業者から市の損害賠償請求の訴状が届いていました件につきまして、9月10日に判決が出る予定となっております。この判決の結果によりましては、市の方からまた控訴するという事も考えられますので、控訴する際には議決が必要となってまいります。

その際にはですね、判決を受領した翌日から14日以内に控訴しなければならないという日程の要件がございますのでその場合にはですね、補正予算と合わせまして、追加議案をする際に改めて日程調整とお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。説明の方は以上でございます。

○石井委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。

では補足説明ないということですので、執行部は退席していただいて結構です。

次に議会事務局長より、請願陳情一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。事務局長。

○松岡事務局長 それでは、請願一般質問についてご説明いたします今回陳情の受理はございませんでした。請願につきましては、お手元に配付の請願受理一覧表をご覧ください。

今回、請願1件が提出されております。受理番号第3号令和7年8月18日受理、件名は、アスベスト建材製造企業の基金拠出と特定石綿被害建設業務、労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める国への意見書を求める請願書、請願者は、千葉土建一般労働組合鎌ヶ谷執行委員長中島弘、住所は鎌ヶ谷市南佐津間6-5、紹介議員は岩田典之議員です。請願事項は1項目、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために建設アスベスト給付金項の改正を早期に実現してください。

続きまして一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書案の表紙の次のページ一覧表案をご覧くださいと思います。今回14名の議員の皆様から31項目通告をいただいているところでございます。以上でございます。

○石井委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

(「ありません」という声あり)

では次に議長より、議案の付託委員会について説明を願います。

○伊藤議長 議案付託表が皆さんのお手元にあると思います。そのように決定したいと思いますがいかがいたしましょうということ議会運営委員会の方で決定していただきたいと思います。

○石井委員長 ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会について、ご意見はございますか。

(「ありません」という声あり)

意見はないものと認めます。議案の委員会付託については、議長の説明のとおりに決定することにさよう決定いたします。

次に議長より請願の取り扱い等について説明を願います。

○伊藤議長 請願意見につきましては、この法律の所管が厚生労働省ということですので、健康福祉常任委員会の方に付託をお願いするということでよろしいでしょうか。

○石井委員長 ただいま議長より説明がありました請願の取り扱いについて、ご意見はございますか。意見はないものと認めます。請願第3号については、健康福祉常任委員会に付託することに異議はございませんか。異議なしと認めさよう決定いたしました。

次に、会議日程および議事日程についてを議題とします。事務局長より、会期日程案および議事日程案について説明を求めます。

○松岡議会事務局長 それでは会期日程案および議事日程案についてご説明いたします。

初めに会期日程案についてでございます。お手元に配付の会期日程案をご覧ください。

会期につきましては、9月4日から10月15日までの42日間としています。初めに、9月4日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行い、報告第1号から議案第18号についてまで、一括上程報告および提案理由の説明、人事案件であります議案第1号および議案第2号について、質疑、討論採決。続いて、議案第3号から議案第8号および議案第10号から議案第18号についてまで、議案内容の説明の後、初日採決を予定している。議案第9号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決としております。

一般質問につきましては、今回14人の通告がありましたので、9月9日に4名、10日に4名、12日に4名、16日に2名でお願いしたいと思います。また、9月9日の正午は大綱的質疑および総括質疑の通告締め切りとなります。

次に、9月17日につきましては、議案第3号から議案第8号および議案第10号から議案第15号についてまで大綱的質疑の後、常任委員会付託。次に、議案第16号から議案第18号についてまで、総括質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、特別委員会へ付託。なお、発議案決議案の提出締め切りは委員会付託日の午後5時となっております。

9月18日、19日、22日につきましては、各常任委員会の開催、決算審査特別委員会を9月25日、10月1日、3日の3日間開催し、3日に討論採決を行う予定としております。

次に、昨年度、執行部より、9月議会については9月中に議決をいただきたい旨の相談があり、今回、中日裁決の日として9月29日を設定いたしました。

このため、9月29日につきましては、各常任委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論採決をお願いいたします。

そして、最終日を10月15日とし、決算審査特別委員会に付託された議案等について、委員長による審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決を行い、請願の審査の結果を含め、発議案が提出される場合は、最終日に審議をする予定としております。

会期日程案は以上となります。続いて、議事日程案でございますが、お手元に配付の議事日程案をごらんください。

日程第1会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、報告3件、議案18件、請願1件および一般質問となります。

なお、議案第1号、第2号および第9号につきましては、初日採決が予定されております。説明は以上でございます。

○石井委員長 ただいま説明がありました会議日程案および議事日程案について質疑はございませんか。

○徳本委員 9月29日に採決するっていう事情について、もう1回ご説明をお願いします。

○松岡事務局長 昨年度執行部の方から議案について、9月中に決裁採決をしていただきたいというような相談がありまして、その相談に基づいて9月の29日に中身採決というふうにさせていただいたという結果でございます。

○徳本委員 すいません、前に説明していただいていたら申し訳ないんですけど、何なぜ9月中でないといけないんですか。

○松岡事務局長 10月からですね、いろんな予算が伴うものが執行部の方の事務執行において多々あるというようなことで、10月の最終日に採決となると、事務執行上、非常にちょっと難しくなるというようなことがあるということが相談事項としてありまして、であれば9月中に中に採決を設けましょうというような結果の中で、この日にち繋がったということでございます。

○石井委員長 よろしいですか。他にございますか。小田川委員。

○小田川委員 私もその中日採決、今回初めて取り組む取り組みを始めるところなんですけど、具体的にその委員長報告が事務局としてはどういうスケジュールで当日を迎えるのか具体的には会議録のまとめについて、どういう流れ、時間的なタイムスケジュールになっているのか。この表に出てくる会期日程とはちょっと違う内容にはなりますけれども初めてのことで、確認させてください。

○松岡事務局長 事務局業務といたしましては、非常にタイトなスケジュールになるということは間違いございませんので、それぞれの常任委員会が9月の中旬からずっと行われてきますので、普段以上に事務の手続きをスムーズに進めていくような形で対応をとっていかう考えております。

○小田川委員 もう一点会議録は業者に頼んで、最短の3日後納品で作業開始するんですか。

○松岡事務局長 3日納品ということで発注をするんですけども、それが返ってくるのを待たずにもう常任委員会が終われば事務局としてもまた別に作業をどんどん進めていくという形と、同時並行でやっていくという流れになります。

○小田川委員 わかりました。それからもう一つ健康福祉常任委員会の9月19日の審査の日程のところなんですが、これは午前中に請願審査、午後議案審査っていう、こういうイメージでよろしいですか。まだそこまでは具体的に決まってる。ここっていうのはそこまで確認しなくていいんですけど。

○松岡事務局長 事務局のイメージとしては今おっしゃったようなとおりを想定をしております。

○石井委員長 他にありますか。よろしいですか。では質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、会議日程案について、会期を9月4日から10月15日までの42日間とし、9月4日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行い、報告第1号から議案第18号についてまで、一括上程、報告および提案理由の説明、人事案件である議案第1号および議案第2号について質疑、討論採決。次に、議案第3号から議案第8号および議案第10号から議案第18号についてまで、議案内容の説明の後、初日採決を予定している議案第9号に第9号について議案内容の説明、質疑、討論、採決。一般質問については、9月9日に4名、10日に4名、12日に4名、16日に2名の4日間とし、9月9日の正午は大綱的質疑および総括的総括質疑の通告締め切りとなります。

9月17日については、議案第3号から議案第8号および議案第10号から議案第15号についてまで、大綱的質疑の後、常任委員会付託。次に、議案第16号から議案18号についてまで、総括質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、特別委員会へ付託。発議案、決議案の提出締め切りは委員会付託日の午後5時となります。

次に中日裁決の日として9月29日にも本会議を開催し、各常任委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決を行います。

最終日10月15日は、決算審査特別委員会に付託された議案等について、委員長による審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論採決を行い、請願の審査結果を含め、発議案が提出される場合は、最終日審議することといたします。

議事日程案については、日程第1会議録署名議員の指名から会期の決定、諸般の報告、報告3件、議案18件、請願1件および一般質問といたします。以上の内容について、ご異議ございませんか。質疑なしと認め、さよう決定いたします。

では、議題の2、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に議長からありましたらお願いします。

○伊藤議長 特にございません。

○石井委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○松岡事務局長 ございません。

石井委員長 他に何かございますか。無いようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時35分